○館林市子ども・子育て会議条例

平成25年６月26日館林市条例第12号

改正

令和４年３月30日条例第２号

令和５年３月７日条例第２号

令和７年３月17日条例第４号

館林市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、館林市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第72条第１項各号に規定する事務を処理する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　子ども・子育て地域支援関係者

（３）　教育関係者

（４）　保育関係者

（５）　子どもの保護者

（６）　公募の市民

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議は、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長とな

る。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

（報酬等）

第８条　子ども・子育て会議の委員の報酬、費用及び実費弁償については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第５号）の定めるところによる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正）

２　館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第５号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和４年３月30日条例第２号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月７日条例第２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月17日条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。